

ドローン操縦士免許 完全合格テキスト（改訂2版）補足資料

令和7年12月改正・令和8年6月5日施行対応 Ver.1.0

要旨

本補足資料は、教則第4版対応済みの改訂2版本文に対して、国土交通省の令和7年12月5日付改正（実地試験実施基準および一等・二等実地試験実施細則の改正）を受け、**受験者に直接影響する「減点」「即不合格」基準を網羅的かつ具体的に整理した**ものです。施行日は**令和8年6月5日**です。テキストと併用して、試験直前の最終確認資料としてご利用ください。

目次

1. はじめに
2. 改正の要点（概要）
3. 即不合格となる行為（共通）
4. 減点ルール（点数区分と適用原則）
5. 科目別・ケース別一覧（机上・口述（飛行前）・実技・口述（飛行後））
6. 受験者補助員の要件と運用
7. 飛行日誌（記載様式）に関する必須要件
8. 合否判定の運用上の留意点（試験員判断）
9. 付録A：新旧対照表（抜粋）
10. 付録B：ケース別フロー（試験当日対応）
11. 付録C：全減点項目一覧 — 「共通」「一等」「二等」

1 はじめに

本補足資料は、改訂2版テキスト（教則第4版対応済み）を前提に、令和7年12月5日改正の**実地試験実施基準および実地試験実施細則のうち、受験者の合否に直結する項目（減点・不合格）を具体的事例と点数で明示した**ものです。本文の学習内容は引き続き有用ですが、実地試験の運用面は本補足資料を参照してください。

2 改正の要点（概要）

- **減点・不合格基準の明文化・細分化**：従来曖昧だった「危険な飛行」「点検漏れ」等の扱いが明確化され、具体的な点数や「不（即不合格）」の適用が示されました。
- **飛行後点検・飛行後記録・事故報告の試験項目化**：口述試験に飛行後点検・飛行後記録・事故報告が追加され、記載漏れや誤りは減点対象となります。
- **受験者補助員制度の導入**：緊急時に受験者に代わって操縦できる補助員を認め、その経験要件（直近2年で6か月以上・50時間以上）を規定。
- **飛行日誌等の記載様式の厳格化**：飛行年月日は**西暦表記**が求められる等、記載形式の不備が減点対象となる運用が明確化されました。
- **係留状態での試験禁止、基本試験不合格時の後続試験停止**など運用上の変更。

3 即不合格となる行為（共通）

以下のいずれかが確認された場合、**直ちに試験を中止し不合格**となります（「不」扱い）。

1. **航空法等の重大違反**
 - 機体が未登録、登録記号が表示されていない、必要な許可・承認・技能証明・機体認証がない状態での試験実施。
2. **酒気帯び・薬物影響**
 - 試験員が受験者を酒気帯びまたは薬物影響下と判断した場合。
3. **危険な操作**
 - 概ね **5 m/s を超える速度**での飛行。
 - 試験員が「危険」と判断する距離まで人や物件に接近。
 - 合理的理由なく飛行中に両手で送信機を保持しない行為。
 - 周囲の安全を確保せずに推進システムを作動させる点検等。
4. **墜落・重大損傷・制御不能**
 - 機体の墜落、物件への衝突、機体損傷、制御不能に陥った場合。
5. **不正行為・試験妨害**
 - 他者からの助言・補助、試験の円滑な実施を妨げる行為、虚偽申告等。

4 減点ルール（点数区分と適用原則）

- 「不」＝即不合格：上記の即不合格行為および細則で「不」と明記された事項。
- **10点減点（重大）**：飛行前点検の必須項目漏れ、飛行日誌の必須項目欠落、飛行時間計算誤り等。
- **5点減点（主要）**：机上試験の誤答・未回答（1問5点）、事故報告の説明誤り、指示と異なる飛行（手順・方向違反、経路復帰遅延等）、ピルエット時間の規定外等。
- **1点減点（軽微）**：日常点検記録の軽微な誤記（記載形式の小さな誤り等）。
- **適用原則**：同一科目で複数の減点事由がある場合は、**最も重い減点のみを適用**する規定がある科目があります（科目ごとに規定）。ただし「不」に該当する場合は即不合格で他の減点は適用されません。

5 科目別・ケース別一覧（詳細）

以下は受験者が事前に知っておくべき「科目別の具体的なケース」とその判定です。各ケースは試験員の判断が入る場面があるため、記載は「典型的な運用」を示します。

5.1 机上試験

- 誤答：1問につき 5点減点。
- 未回答：1問につき 5点減点（制限時間内に回答しなかった場合）。
- 重大な誤答（安全に関わる）：試験員裁量で 5～10点減点。

5.2 口述試験（飛行前点検）

- 必須点検項目の漏れ（1項目）：10点減点。
- 日常点検記録の必須項目欠落（1項目）：10点減点。
- 日常点検記録の軽微誤記（例：点検日時の桁違い）：1点減点。
- 点検漏れが受験者に起因しない場合：試験員判断で減点対象外となることがある。

5.3 実技試験（飛行経路・操縦）

- 減点区画への進入（機体の半分以上）：減点対象（科目により点数が異なる）。
 - 初回進入の例外：移動開始地点から移動完了地点への区間における初回の進入については、試験員（または試験員補助員）が「進入した」と通知し、受験者が速やかに復帰した場合は減点なし（初回のみ）。
- 不合格区画への進入（機体の半分以上）：即不合格（試験中止）。
- 指示と異なる飛行（手順・方向）：5点減点。
- 経路復帰遅延（概ね 2 秒以内に復帰しない）：5点減点。
- 危険速度（概ね 5 m/s 超）での飛行：即不合格。

5.4 口述試験（飛行後点検・飛行後記録・事故報告）

- 飛行後点検の未実施（1項目）：5点減点。
- 飛行日誌の必須項目欠落（1項目）：10点減点。
- 飛行時間計算誤り：10点減点。
- 飛行日誌の軽微誤記（書式違反含む）：1点減点。
- 事故報告の説明に抜け・誤り：5点減点。
- 回答は制限時間内に行うこと：未回答は各設問ごとに 5点減点。

5.5 一等特有の例

- ピルエットホバリング：1回転の所要時間が 16 秒未満または 26 秒以上 → 5点減点。
- 緊急着陸：試験員の緊急着陸指示後、最短経路で着陸しない場合は減点または不合格（状況により試験員判断）。
- 受験者補助員が不在で緊急代替が必要になった場合：試験員判断で中止・不合格の可能性。

5.6 二等特有の例

- **8の字飛行**：設定円の中心を含まない周回を行った場合 → **減点（通常5点）**。
- **屋外試験の風速計測未実施**：科目開始前に風速計で計測しない場合は試験員判断で中止または不合格。屋内試験は風の影響がない場合は計測不要。

6 受験者補助員の要件と運用

- **役割**：試験員の指示により、緊急時に受験者に代わって操縦を行うことができる。採点・合否判定は行わない。
- **要件**：直近2年間で**6か月以上の飛行経験かつ50時間以上の飛行実績**を有すること。
- **運用**：受験者が必要に応じて配置する。補助員が操縦した場合はその事実と理由を試験記録に残す。補助員の経験不足が判明した場合は試験員の判断で配置不可となる。

7 飛行日誌（記載様式）に関する必須要件

- **必須記載項目（代表例）**：
 - 飛行年月日（西暦表記）（例：2026/01/15）
 - 離陸場所・着陸場所
 - 飛行時間（正確に計算）
 - 機体識別（登録記号等）
 - 操縦者名（受験者）
- **減点基準**：
 - 必須項目の欠落 → **10点減点**。
 - 飛行時間計算誤り → **10点減点**。
 - 西暦表記欠落や書式違反の軽微ミス → **1点減点**（試験員裁量）。
- **運用上の注意**：事前に国土交通省ホームページに公開のあるテンプレートを確認しておくことを推奨。

8 合否判定の運用上の留意点（試験員判断）

- **最も重い減点のみ適用**の規定がある科目では、複数の軽微ミスがあっても最も重い減点のみが適用される場合がある。
- 「不」該当は**即不合格**であり、他の減点は適用されない。
- **受験者に起因しない事由**（外的要因）で発生した不備は、試験員の裁量で減点対象外とされることがある。
- 試験員は**安全最優先**で判断するため、運用上の最終判断は試験員の裁量に委ねられる。

9 付録 A：新旧対照表（抜粋）

（主要項目のみ抜粋。本文に完全対照表を付録として掲載）

項目	現行	改正後
減点基準の明確化	一部曖昧	明文化・細分化（点数・「不」明示）
飛行後点検	試験項目化されていない	口述で必須化（減点対象）
受験者補助員	規定なし	新設（緊急代替、経験要件）
飛行日誌の様式	規定なし	記載要件厳格化（西暦等）
係留状態	規定なし	試験禁止

10 付録 B：ケース別フロー（試験当日対応）

1. **試験前チェック**：飛行日誌（西暦）・日常点検記録・補助員要件を確認。
2. **口述（飛行前）**：制限時間内に回答。点検漏れは 10 点減点。
3. **実技**：試験員指示厳守。減点区画初回進入は速やかに復帰で減点なし。危険操作は即中止。
4. **口述（飛行後）**：飛行後点検・飛行日誌の記載を確認。必須項目欠落は 10 点減点。
5. **事故発生時**：直ちに試験員指示に従い安全確保。事故報告の誤りは 5 点減点。
6. **合否**：各科目の減点合計を算出。いずれかで「不」該当があれば即不合格。

付録 C：全減点項目一覧

1) 共通

カテゴリー	サブカテゴリー	内容	判断要因	結果・措置
航空法等の違反	登録・許認可	機体未登録での試験実施	試験に使用する機体が登録されていないことを確認した場合	不（即不合格）
航空法等の違反	登録・許認可	登録記号未表示または識別措置なし	登録記号が表示されていない又は識別不能な場合	不（即不合格）
航空法等の違反	許可・承認	必要な許可・承認・技能証明・機体認証の欠如	該当飛行に必要な許可等未取得していない場合	不（即不合格）
健康状態	酒気帯び等	酒気帯びまたは薬物影響の疑い	試験員が酒気帯び又は薬物影響下と判断した場合	不（即不合格）
危険操作	速度超過	危険な速度での飛行	概ね 5m/s を超える速度で飛行したと判断された場合	不（即不合格）
危険操作	接近	人又は物件への危険接近	試験員が危険と判断する距離まで接近した場合	不（即不合格）
危険操作	操縦保持	合理的理由なく両手で送信機を保持しない	飛行中に両手で送信機を保持していない場合	不（即不合格）
危険操作	点検手順	推進系統等を安全確保せず作動させる点検	周囲の安全を確保せずに推進系統を作動させた場合	不（即不合格）
墜落等	墜落	機体の墜落	機体が地表等に墜落した場合	不（即不合格）
墜落等	衝突	物件への衝突	パイロン・旗・壁・ネット等に衝突した場合	不（即不合格）
墜落等	損傷	機体損傷	機体に損傷を与えた場合	不（即不合格）
墜落等	制御不能	機体の制御不能化	操縦不能となった場合	不（即不合格）
不正行為	助言・補助	他者からの助言又は補助を受ける	試験中に外部から助言や補助を受けた場合	不（即不合格）
不正行為	妨害	試験の円滑な実施を妨げる行為	指示不履行や妨害行為があった場合	不（即不合格）
運用	制限時間	各科目の制限時間超過	離陸指示から着陸までの時間が制限を超過した場合	科目失格又は減点
運用	受験者補助員要件	受験者補助員の経験不足	補助員が直近 2 年で 6 か月未満又は 50 時間未満の場合	試験員判断で配置不可

2) 一等

カテゴリー	サブカテゴリー	内容	判断要因	結果・措置	補足
一等特有	ピルエット時間	ピルエットホバリングの回転時間外	1 回転の所要時間が 16 秒未満又は 26 秒以上であった場合	5 点減点	時間は試験員計測
一等特有	緊急着陸	緊急着陸手順違反	試験員の緊急着陸指示後に最短経路で着陸しなかった場合	減点又は不合格	状況により判定
一等特有	受験者補助員不在	補助員不在で緊急代替が必要	受験者補助員が配置されていない状態で緊急時に操縦代替が必要となった場合	試験員判断で中止・不合格の可能性	補助員は事前確保推奨
実技	指示違反（機首）	機首向きの継続的違反	次の移動地点まで継続的に機首が試験員の指示と異なる方向を向いた状態で飛行させた	5 点減点	注 3 参照

			とき		
実技	不合格区画進入	不合格区画への進入（一般）	不合格区画に機体の半分以上が進入した場合	不（即不合格）	即時中止
口述	事故報告	事故報告の説明誤り	事故発生時の処置説明に抜け又は誤りがあった場合	5点減点	新設項目
口述	飛行後点検	飛行後点検の未実施（一等）	飛行後点検で必要項目を1つでも実施していない場合	5点減点	新設項目
記録	飛行後記録	飛行日誌の必須項目欠落（一等）	飛行日誌の必須項目を1つでも欠落した場合	10点減点	西暦表記含む

3) 二等

カテゴリー	サブカテゴリー	内容	判断要因	結果・措置	補足
二等特有	8の字飛行	8の字飛行で中心を含まない周回	設定円の中心を含まない周回を行った場合	減点（5点等）	経路精度の違反
二等特有	風速計測	屋外試験で風速計測未実施	屋外で科目開始前に風速を計測しない場合	試験員判断で中止又は不合格	屋内は例外
二等特有	不合格区画進入	不合格区画への進入（二等）	不合格区画に機体の半分以上が進入した場合	不（即不合格）	即時中止
実技	指示違反（経路復帰）	経路復帰遅延（二等）	減点区画進入後に概ね2秒以内に復帰しなかった場合	5点減点	初回例外あり
口述	飛行後点検	飛行後点検の未実施（二等）	飛行後点検で必要項目を1つでも実施していない場合	5点減点	新設項目
記録	飛行後記録	飛行日誌の必須項目欠落（二等）	飛行日誌の必須項目を1つでも欠落した場合	10点減点	西暦表記含む
記録	軽微誤記	飛行日誌の軽微な誤記（二等）	書式の小さな誤りや表記揺れがある場合	1点減点	西暦表記欠落も含む